

令和5年度運輸部門の脱炭素推進協議会運営等業務仕様書

1 背景及び目的

本県では「青森県地球温暖化対策推進計画」において、温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、運輸部門では2030年度までに基準年度（2013年度）比43.8%の削減が必要としており、施策の一つとして物流における省エネルギーを推進することとしている。

国の「総合物流施策大綱」では2030年度に再配達率7.5%を目標に掲げているが、近年の通信販売や電子商（EC）取引の拡大により、宅配便の取扱個数は急伸しており、これに比例して再配達件数も増加している。再配達件数の増加に伴い、本来排出の必要がない二酸化炭素が排出されることによる地球温暖化への負荷が増加しているほか、ドライバー等の労働力不足の加速が懸念され、物流の「2024年問題」も加わり、宅配事業者における再配達に係る負担は一層厳しさを増している状況にある。

これらのことから、再配達の減少につながる取組を県内で展開するために、宅配事業者の再配達に係る現状や各社独自の既存の取組、その効果等を事業者間で情報共有するとともに、各種データの分析による課題の明確化と有効な対策の検討の場として、宅配事業者で構成する協議会を立ち上げるものである。

2 委託業務名

令和5年度運輸部門の脱炭素推進協議会運営等業務

3 委託期間

契約締結日から令和6年2月28日（水）までとする。

4 委託業務の内容

（1）協議会の運営

主要宅配事業者を構成員とした協議会を3回程度開催する（内容及び開催方法は県と協議する）。

なお、協議会の各回の開催時期及び内容は下記のとおり想定しており、受託者は協議会の会場借上料及び出席者の旅費等の経費を負担するものとする。

また、協議会の構成員とする宅配事業者については、県と受託者との協議で決定するものとする。

- | | | |
|---|-------|---|
| ┌ | 6月中旬 | 第一回協議会（県の取組の説明、各社の現状及び取組の共有等） |
| | 10月中旬 | 第二回協議会（各社の現状の分析結果の共有、再配達減少のための共同PRキャンペーンの内容検討等） |
| | 2月上旬 | 第三回協議会（県の取組の分析結果の共有、次年度取組の説明等） |

（2）再配達に係るデータ分析の実施

再配達に関する現状（再配達率や利用者特性、県内地域差等）及び各宅配事業者独

自の対策・取組に係る情報を収集し、県内の人口動態や経済情勢等の情報と組み合わせることにより、再配達に係る温室効果ガス排出量の算定や、県内での傾向及び課題の明確化、今後求められる対策の検討等に係る分析を行う。

なお、分析結果については、協議会の会議資料として作成・とりまとめること。

また、分析に際しては、再配達に関するどのようなデータが必要となるか、又はどのようなデータが提供可能か、協議会の構成員となる宅配事業者とあらかじめ調整すること。

5 仕様書の内容の変更

県は、「1 背景及び目的」の目的を達成するため必要と認める場合は、受託者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

6 成果品

本業務の事業実績報告書（A4版）を2部作成し、電子データも提出すること。

7 著作権等

- (1) 受託者は、本業務の成果品（以下、「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。
また、受託者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても県に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県及び県から正当に権利を取得した第三者が使用、改変する場合において、受託者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、県及び県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、県と受託者とが協議の上、県の指示に従って業務を行うものとする。